自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百六十六号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十一イの表平成二十九年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和八年三月	四千七百三十一万円

別表第十一ロの表令和二年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和八年三月	千二十八万円

別表第十一ハの表令和二年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和八年三月	千二十七万円

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　小泉進次郎

内閣総理大臣　高市　早苗

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百六十七号

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十二号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年十月一日とする。

法務大臣　平口　洋

内閣総理大臣　高市　早苗

出入国管理及び難民認定法施行令及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百六十八号

出入国管理及び難民認定法施行令及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令の一部を改正する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の十五の二第十二項、第六十七条第一項及び第三項並びに第六十九条の二第一項並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第十六条の二第十六項の規定に基づき、この政令を制定する。

（出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

（在留資格の変更の許可等に係る手数料の納付）

第二十五条　法第六十七条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　在留資格の変更又は在留期間の更新の許可　次のイからトまでに掲げる当該許可に係る在留期間の区分に応じ、当該イからトまでに定める額

イ　三月以下　一万円

ロ　三月を超え六月以下　一万八千円（当該許可の申請が電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下この項及び次条第三号において同じ。）により行われた場合にあっては、一万五千円）

ハ　六月を超え一年未満　二万五千円（当該許可の申請が電子申請により行われた場合にあっては、二万千円）

ニ　一年　三万三千円（当該許可の申請が電子申請により行われた場合にあっては、二万七千円）

ホ　一年を超え三年未満　四万八千円（当該許可の申請が電子申請により行われた場合にあっては、四万二千円）

ヘ　三年以上五年未満　六万四千円（当該許可の申請が電子申請により行われた場合にあっては、五万六千円）

ト　五年以上　七万五千円（当該許可の申請が電子申請により行われた場合にあっては、六万五千円）

二　永住許可　二十万円

三　再入国（数次再入国を除く。）の許可　四千円（当該許可の申請が電子申請により行われた場合にあっては、三千五百円）

四　数次再入国の許可　七千円（当該許可の申請が電子申請により行われた場合にあっては、六千五百円）